

## 二 主なる被害農作物の種類

## 三 驅除豫防の方法

害蟲驅除豫防法第二條第二項の場合に於ても本條の事項を記載したる書面を添ふへし

第二條 害蟲驅除豫防法の施行に係る命令を發布したるときは其都度本大臣に報告すべし

第三條 害蟲一市町村以上に蔓延したるとき又は蔓延の兆あるときは隣接市町村に於て同時に驅除豫防を行ふへし

第四條 害蟲隣接府縣に蔓延せんとするの虞あるときは其の旨を關係府縣に急報すべし

第五條 二府縣以上に跨り害蟲蔓延したるときは關係府縣は臨時驅除豫防の方法を議定し施行區域を定め驅除を行ふべし此場合に於ては府縣知事は其の區域及第一條第一項の事項を記載したる書面を添へ直に其の旨を本大臣に具申すべし

第六條 害蟲驅除豫防法第十條に依り蟲類以外の動物に對し該法律の適用に付き本大臣の認可を請ふときは本令第一條第一項の規定を適用す

第七條 害蟲發生したるときは直に其の旨を本大臣に急報すべし

第八條 (削除)

第九條 每年度に於て市町村費を以て施行したる害蟲驅除豫防に關する事項は左の表式に依り翌年四月三十日までに本大臣に報告すべし

害蟲驅除豫防報告様式 (各害蟲に付區別すべし)									
害蟲名									
郡	市	村	同上農作物の種類	同上積反別	見此年高	被害に付見積減收	驅除豫防	同上夫役の數補助額	同上郡費(地方稅)補助額
何	市								
何	郡								
計									

## 第三 病菌害蟲驅除豫防ニ關スル通牒

## I 農產物種苗取締及改良に關する通牒

(大正四年十一月二十九日  
農局第一五八一七號)

年 月 日

農務局長

各地方長官宛

農產物種苗取締に關しては之迄各種團體其他より屢々建議あり且本省に於ても之が必要を認め爾來詳細調査候處今日の場合種苗取締の爲特に法令を發布するも充分取締の目的を達すること困難なるのみならず取締上重要事項の一たる病害蟲驅除豫防に關しては既に害蟲驅除豫防法の發布あるを以て此際別記注

意事項に基き各地方の情況に従ひ夫々適切なる方法を定め以て能く其目的を達し候様特に御配慮相煩しが度本件は貴縣（道府）農事試験場及農會へも御示し相成度。

追而本文の方法決定の上は直に其旨御報告相成度將又該方法實行の狀況は時々御報告相成度依命右通牒す

#### 甲 種子に關する事項

一、現今營業者の販賣する種子にして品種不確實なるもの又は農事改良獎勵上種子の配付を必要とするものは適當なる機關をして之が育成配付を行はしむること但し特に改良を要するものはなるべく農事試験場をして原種子の育成を行はしむること

二、種子の共同購入を獎勵し且其註文先は平素信用を重んずる營業者を選択し以て購入種子の正確を期すと共に不良種子販賣の弊を矯正するに努むること

前項の共同購入に對しては適當なる機關をして懇切に盡力せしむこと又其種子に對しては發芽歩合、品種の純否及病害蟲等に關し出來得る程度に於て検査を行はしむること

三、種子を多量に販出する地方に對しては必要に應し產業組合、同業組合、準則組合等を組織せしめ自治的販賣品の検査其他必要な取締を實行する様獎勵すること

前項の方法は地方廳に於て地方の實況を調査し方針を確定したる上必要な地方に對し當業者に勧誘協議すること

#### 乙 苗木に關する事項

一、現今營業者の販賣する苗木にして品種の不確實なるもの又は農事改良獎勵上苗木の配付を必要とするものは適當の期間をして之が育成配布を行はしむること

二、地方廳に於て主要なる病害蟲（介殼蟲、綿蟲、フキロキセラ、腐爛病、モニリア病、梨赤星病、赤瀝病、瘡痂病、炭疽病等）の發生經過及驅除豫防法に付關係技術員に對し實地傳習を行ひ次に果樹栽培者苗木生産者及販賣者其他必要なものに對し同様の傳習會を開催し病害蟲に關する知識の普及を計ること

三、苗木の共同購入を獎勵し且其註文先は平素信用を重する營業者を選択し以て購入苗木の正確を期すると共に不良苗木販賣の弊を矯正するに努むること

前項の共同購入に際しては適當なる機關をして懇切に盡力せしむこと又苗木に對しては其良否病害蟲等を検査し病害蟲の附着するものは驅除豫防の上分配せしむること

四、苗木購入者は共同購入の方法に依ると否とに係らず凡て註文の際は青酸瓦斯燐蒸其他適當なる方法により病害蟲の驅除豫防を行ひたるものと送付する様條件を附せしめ且苗木到着の上は更に病害蟲の有無に付自ら検査するの慣習を養成すること

前項苗木の検査及病害蟲豫防に關しては當業者未經驗の時期に於ては出來得る限り道府縣郡技術員をして助力せしむること

五、苗木を多く販賣する地方に對しては必要に應し産業組合、同業組合、準則組合等を組織せしめ自治的に品種の純否病害蟲の豫防其必要なる取締を實行する様獎勵すること

前項の方法は地方廳に於て地方の實況を調査し方針を確定したる上必要なる地方に對し當業者に勸誘協議すること

六、苗木を多く販賣する地方に對しては母樹園の設置を獎勵すること

七、苗木に依る病害蟲の蔓延を豫防する爲め道府縣害蟲驅除豫防規則中、介殼蟲、綿蟲及フキロキセラ、赤瀧病、其他地方に於て驅除豫防を必要とし且適當なる驅除豫防法の存する病害蟲は之を追加し以て苗木の病害蟲を取締ること

#### 備考

前項方法の實施には左の各號は特に注意するを要す

- 一、病害蟲の發生甚しく指定したる驅除豫防法にては完全なる豫防の見込なき場合には其苗木は之を燒棄せしむること
- 二、販賣用の苗木には可成其生産者の姓名を記したる札を附せしむること
- 八、病害蟲共同驅除豫防を獎勵すること
- 九、病害蟲驅除豫防の普及を獎勵すると同時に之が監督指導の任に當る技術者の知識經驗の熟達を要すること
- こと大なるを以て地方長官は地方農事試驗場に對し其の地方に於て取締上必要な病害蟲の驅除豫防法

#### II 農作物病害蟲驅除豫防獎勵に關する通牒

大正七年五月十四日

農局第七六〇號

年　月　日

農　務　局　長

各　地　方　長　官　宛

に關しては一層研究を重ね技術の熟達を計らしめ且一般關係技術者の技能の確實を期する爲め相當練習の方法を定め萬一にも指導獎勵を誤るが如きことなき様特に準備方法を定めしむること尙地方農事試驗場に於て病害蟲の驅除豫防の研究に關し必要なる園圃其他の設備なきものは之が完備を計ること

近時農業の進歩發達に伴ひ農產物の生產は年と共に増加しつゝありと雖病蟲害に基因する減損は尙未た驚くべきの巨額に達し將來益々増加の傾向有之候のみならず農作物の品種改良肥培法の發達等は一面に於て農作物病害蟲の繁殖を助長せしむること多きを以て農作物栽培の改良獎勵を爲すに當りては常に病害蟲驅除豫防の普及を並行せしめ農產物の改良增殖に關する計畫の遂行上遺憾なきを期し度旁先般道廳府縣病害蟲主任技術員を本省に召集し農作物病害蟲驅除豫防の獎勵方に關し協議會を開催致候處話協議會に於ける決議中別記事項は農作物病害蟲驅除豫防獎勵上特に重要と認むべきものに有之候條右を參照し將來一層御督勵相成度通牒候也

(一) 農作物の病害蟲驅除豫防の發達を圖らんとするに當り  
特に注意すへき事項

### 甲 調査研究に關する事項

第一 道廳府縣農事試驗場に専任技術者を常置し管内重要農作物の病菌害蟲及其の天敵に付適切なる調査究を行ふこと

第二 前項に於て調査研究したるものにして特に有効と認むべきものは之を印刷に附し一般の参考に資すること

### 乙 指導獎勵に關する事項

第一 道廳府縣に専任技術員を設置すること

第二 農作物病菌害蟲驅除豫防の督勵を行ふこと

一 驅除豫防の方法宜しきを得ざるに於ては獨り其の效果を減殺するのみならず場合に依りては農家經濟上不利益なることなきにあらざるを以て技術上並に經濟上適切なる督勵を行ふこと

二 驅除豫防の督勵を行ふに當りては懇切を旨とし且農家の自覺を促す様注意すること

三 天敵の利用は農作物病菌害蟲の豫防上效果極めて大なるものあるを以て今後益有效なる天敵に注意しそが保護及利用上遺憾なきを期すること

四 病菌害蟲驅除豫防は協同施行する場合に於て特に效果大なるを以て當業者をして驅除豫防組合を組織せしめ之が驅除豫防に努力せしむること但驅除豫防組合以外の既設組合に對しては驅除豫防に關する事業を企圖せしむる様獎勵すること

五 道廳府縣及都市町村は各級農會其他の團體との連絡を圖り驅除豫防の周到を期すること

六 市町村若は市町村農會に於ては精農者、青年會其の他團體の役員等に驅除豫防委員を囁託し相互連絡を圖り驅除豫防の普及を圖ること

七 道廳府縣又郡市町村に於ては適當の時期に於て驅除豫防の督勵に從事するものの協議會を開催し万針の統一及驅除豫防の周到を期すること

八、市町村若は市町村農會に於ては可成農業技術員を常置し他の農事改良事業と共に驅除豫防に關する指導獎勵を行ふこと

九 農作物病菌害蟲の驅除豫防に關する施設にして特に他の模範となるべきものは之を調査して成績を印刷に附し獎勵上参考に資すること

十 農作物病菌害蟲驅除豫防の實施成績特に優良にして他の模範となるべき團體若は個人は之を表彰すること

十一 農作物病菌害蟲の驅除豫防上必要な器具機械及藥劑の紹介並に購入の便宜を圖り之が普及に努むること

十二 病菌害蟲は種苗により傳播せらるる場合少からざるを以て種苗の生産地に於ては將來益種苗に對する病菌害蟲驅除豫防の獎勵に努むると共に種苗の需要地にありては病蟲害の豫防を爲したる種苗を購入すること

する等注意すること

### 丙 農作物の病菌害蟲に關し農家知識の開發を圖ること

第一 病菌害蟲の驅除豫防に關する講習講話及傳習を行ふこと

一 道廳府縣に於ては適當なる専門家を招聘し郡市町村技術員に對する講習會を開催し知識の向上發達を圖ること

二 道廳府縣に於ては必要に應じ適當の時期に町村に於て講習講話又に傳習其の他の實地指導を行ひ農家の知識を開發すること

三 従來の講習講話等は大部分口頭のみな以て行はるる場合多きを以て修養なき農家に對しては其の説明の徹底せざる嫌なき能はず爰を以て今後は可成實地指導、實驗、實習、標本模型、圖幅及幻燈等の利用其の他の理解し易き方法に依り講習講話の方法を改善すると共に其の内容を精選し可成農家に適切ならしむること

四 講習講話又は傳習を行ふ場合には可成實地に就き説明し得る時期を選ふこと

五 講習講話の際は可成驅除豫防に關係ある者を出席せしめ督勵上違算なきを期すること

六 類繁なる講習講話の開催は農家をして嫌惡の念を生せしめ從つて其の效果を減殺する嫌あるを以て時期及資料等に特に注意し適度に之を行ふこと

第二 病菌害蟲驅除豫防に關し適切なる印刷物を配布すること

重要農作物病菌害蟲の驅除豫防に關し最も簡易適切に説明したる印刷物を配布し農家知識の開發を圖る事

第三 病菌害蟲驅除豫防に關する適切なる標本を配布すること

地方農事試驗場又は農事講習所に於て主要農作物の病菌害蟲及其の天敵の標本を製作して物産陳列場、郡市町村農會又は農業補習學校等に配付すること

第四 學校教育との連絡を圖ること

農業學校、師範學校及補習學校等に於ける病菌害蟲に關する教育と地方廳の獎勵方針との連絡を圖り驅除豫防方針の統一及徹底を圖ること

第五 模範驅除地を設置すること

驅除豫防の效果を自覺せしむる爲模範驅除地を設置し一般農家をして之を視察せしめ以て自發的驅除豫防の普及を圖ること

### (二) 稻螟蟲驅除豫防の普及獎勵に關し特に注意すべき事項

#### 甲 一般に關する事項

第一 每年一部一ヶ所を標準として適當の場所に螟蟲の羽化期間豫察燈を點火し之が發生の時期及程度を調查し驅除豫防の適期及督勵の方針を決定すること

第二 命令を以て驅除豫防を強制する場合には驅除豫防の方法及之が實行の方針は地方の事情に應し極めて

適切なるへきは勿論命令の發布若は改廢に際しては技術上經濟上及社會上等の諸方面より慎重なる考慮を拂ひ苟も命令濫用の弊を生ずるか如きことなき様注意すること

第三 命令を以て驅除豫防を一齊に實行せしむる場合には豫め道廳府縣に於ては驅除豫防の期間及回數を公示し郡又は市町村に於ては地方の狀況に鑑み適切なる實施日割を定め之を周知せしむる等周到なる注意を拂ひ驅除豫防上遺憾なきを期すること

實施日割の通知後發生の狀況に著しき變化を來したる場合に於ては速に日割を變更し驅除豫防の效果を確實ならしむること

第四 驅除豫防の實施期間は驅除豫防委員を派遣し適切なる督勵を行はしむること

第五 二化性螟蟲第三回幼蟲期に於ける被害莖の摘採及處分、三化性螟蟲第三回產卵期に於ける採卵等の如く驅除豫防の效果特に顯著なる方法に就ては適當の場所に於て特に周到なる實地指導を行ひ、除豫防の必要を自覺せしむること

第六 市町村に於ける捕蛾採卵等に對する獎勵金は可成部落に交付し共同驅除の發達を圖ること

第七 小學兒童をして捕蛾採卵を行はしむる場合には左記事項に注意すること

- 一 蟻蟲の経過習性並驅除豫防の必要及其の方法に就き豫め教示すること
- 二 農作物を損傷せざる様注意すること
- 三 適當なる學級の兒童をして行はしむること

#### 四 可成蛾及卵の買上及現金の交付を避くること

第八 小學兒童の捕蛾採卵等に對し獎勵金を交付する場合には之を一括して學校に交付し學校用品の授與其の仙適當の方法に依り兒童の實行を獎勵すること

#### 乙 驅除豫防の方法に關する事項

驅除豫防の方法は地方の事情に依り一概に之を述ふることを得ざるも大體に於て特に注意を要すと認める主なる事項左の如し

#### 二 化 性 蠍 蟻

方 注	區 別	第 一 區	第 二 區	第 三 區
第一回羽化の最盛期 か移植後に來る場合	第一回羽化の最盛期が苗代 時期及移植後に亘る場合	第一回羽化の最盛期が 苗代時期に來る場合	第一回羽化の最盛期が 苗代時期に來る場合	第一回羽化の最盛期が 苗代時期に來る場合
一、第一回羽化期に於ける 捕蛾採卵	本田に於ける捕蛾採卵	苗代及本田共捕蛾採卵に に特に注意すること	苗代に於ける捕蛾採卵 に特に注意すること	苗代に於ける捕蛾採卵 に特に注意すること
二、蛾卵寄生蜂の保護	特に注意すること	同 上	同 上	同 上
三、第二回幼蟲期に於ける 被害莖の摘採及處分	特に注意すること	同 上	同 上	同 上

#### 三 化 性 蠍 蟻

#### 一 第一回羽化期に於ける捕蛾採卵

#### 農作物病蟲害豫防關係法規要覽

## 二 蠼卵寄生蜂の保護

## 三 第三回羽化期に於ける採卵

## 四 第二回幼蟲期に於ける被害莖の摘採及處分

## 五 剣株の焼棄及其の他の處分

尙二化性及三化性螟蟲に通し其の發生の狀況、農作物栽培の方法其の他地方の經濟事情等を參照し適宜獎勵するを適當と認むる事項左の如し

## 一 點火誘殺

相當區域に亘り共同的に行はるる場合に於てのみ之を獎勵すること

## 二 葦積搔拂及藁の密閉

## 三 二化性螟蟲に對する剣株の處分

## 四 沿莖の芟除

## 五 移植期の變更

## 丙 驅除豫防法の實施に關し特に注意すべき事項

## 第一 點火誘殺

一 點火誘殺は可成廣き區域に亘り共同的に行はるる場合に於てのみ之を獎勵すること

二 點火誘殺を實施せしむる場合には其の開始前、器具及設備の下調をなし其の實施上遺憾なきを期する

二と

## 三 誘蛾燈の點火期間は驅除豫防委員を巡視監督せしむること

## 第二 捕蛾採卵

一 捕蛾採卵を實行せしむるに當りては螟蟲の發生狀況並地方的事情に鑑み之が實行の程度及時期に特に注意し螟蟲の驅除豫防上農家經濟上遺憾なきを期すること

二 蠼蟲卵寄生蜂の保護は螟蟲の驅除豫防上必要なる方法なるを以て農家をして之が保護の必要を了得せしむること

三、市町村又は部落をして翁蟲保護器を設置せしめ寄生蜂の保護を行はしむること

## 第三 葦鞘變色莖第二回幼蟲期に於ける被害莖の摘採及處分

一 葦鞘變色莖の摘採は農家をして充分其の效果及方法を了得せしむるにあらざれば之が普及を圖ること困難なるのみならず其の效果亦渺きものなるを以て普く之が實地指導を行ふこと

二 葦鞘變色莖の摘採は適當なる時期に於て十日以内間隔を置きて數くとも二回以上實施せしむること

三 摘採したる被害莖は一定の場所に持寄らし、燒棄其の他の方法により完全なる殺蟲處分を行ふこと

## 第四 葦積搔拂及藁の密閉

一 地方の狀況に依り實施指導を行ひ之が實行上遺憾なきを期すること

二 可成廣き地域に亘り之が實行を圖るにあらざれば其の效果渺きを以て之が獎勵を爲す場合には此の點

## 農作物病蟲害豫防關係法規要覽

に相注當意すること

- 三 葦積搔拂は七日以内間隔を置きて數くとも三回以上實施せしむること
- 四 採集したる幼蟲、蛹及成蟲は一定の場所に持寄らしめ適當の方決を以て殺蟲處分を行はしむること

### (三) 貯藏穀物に對する二硫化炭素燻蒸の普及に關し

#### 特に注意すへき事項

- 第一 實施指導を行ひ農家の自動的實行を圖ること
- 第二 二硫化炭素燻蒸の方法及之が實行上注意すべき手項等の簡單に記載したる印刷物を配付すること
- 第三 藥品の共同購入を獎勵すること

#### 第四 輸出入植物取締法 大正三年三月二十五日 法律第十一號

第一條 植物を輸入移入輸出又は移出する者は其の植物及其の容器包裝に使用したる物に付植物検査官吏の検査を受くることを要す

前項の検査は取締上必要ないと認むる場合に於ては命令の定むる所に依り之を省略することを得

第一項の規定に違反して輸入又は移入したる物は之を收受することを得ず

第一項の規定に依り検査を受くべき植物は命令を以て之を定む

- 第二條 植物検査官吏は前條の検査を爲す場合に於て病菌又は害蟲の附著せる處ありと認むるときは前條に掲げざる物に付ても検査を爲すことを得
- 第三條 病菌又は害蟲は主務大臣の許可を得且植物官吏の検査を受くるに非さればを之を輸入又は移入することを得ず

- 第四條 検査は勅令を以て指定する海港に於て之を行ふ
- 第五條 植物検査官吏は検査の結果病菌又は害蟲附著すと認めたる植物其の他の物を消毒又は焼棄し、其輸入移入輸出又は移出を禁止し其の他必要な處分を爲すことを得但し當事者に於て病菌又は害蟲傳播の虞なき方法に依り處置せむことを請ふときは之を許可することを得
- 第六條 植物検査官吏は本法の検査を受くべき植物其の他の物を積貯し又は積載せる疑ある船舶に臨檢することを得
- 第七條 植物検査官吏は検査の爲必要ありと認むるときは前項の物の陸揚又は轉載を停止することを得
- 第八條 主務大臣は病菌又は害蟲の傳播を防止する爲必要ありと認むるときは命令を以て特定の地より發送し又は之を經由したる植物又は病菌若は害蟲の附著せる虞ある物の輸入移入又は收受を禁止又は制限することを得
- 第九條 植物検査官吏、税關官吏又は警察官本法又は本法に基きて發する命令の規定に違反する者ありと認む

るときは臨<sup>ム</sup>尋問搜索若は差押を爲し又は其の違反に係る物を消毒若は焼棄し其の他必要な處分を爲すことを得

臨檢尋問搜索又は差押に關しては間接國稅犯則者處分法を適用す

第一項の場合に於て病菌又は害蟲傳播の虞なき方法に依り處置せられたる物に付ては第一第三項の規定を適用せず

第九條 第五條及前條第一項の處分に必要な費用は勅令の定むる所に依り當事者をして其の一部を負擔せしむることを得

第十條 本法に於て病菌又は害蟲と稱するは植物を害する菌類又は蟲類を謂ふ  
病菌又は害蟲に非ざる動植物と雖主務大臣に於て植物を害し又は害する虞ありと認むるものは本法の適用に付ては之を病菌又は害蟲と看做す

第十一條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

- 一 詐偽の行爲を以て検査を免れたる者
- 二 検査を受くるに當り詐偽の行爲ありたる者
- 三 第五條但書の場合に於て許可の條件に違反したる者
- 四 第六條の停止又は第七條の禁止若は制限に違反したる者

第十二條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す

- 一 第一條第一項又は第三項の規定に違反したる者
  - 二 許可又は検査を受けずして病菌又は害蟲を輸入又は移入したる者
  - 三 第三條の許可の條件に違反したる者
- 第十三條 本法に依る職務の執行を拒み之を妨げ若は忌避したる者又は臨檢搜索の爲にする尋問に對し答辯を爲さず若は虛偽の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す
- 第十四條 輸入者移入者輸出者移出者又は收受者未成年者又は禁治產者なるときは本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の業務に關する行爲に付ては之を決定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず
- 第十五條 輸入者移入者輸出者移出者收受者又は船長は其の代理人戸主家族同居者雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出てさるの故を以て處罰を免かることを得ず

- 第十六條 明治三十三年法律第五十二號は本法に基きて發する命令に依る犯罪に之を準用す
- 附 則
- 本法施行の期日は勅令を以て之を定む但し第七條及其の罰則に關する規定は全部の施行に先立ちを施行することを得

## 第五 輸出入植物取締法施行規則

大正三年十月十三日 農商務省令第二十七號 大正八年六月十八日 農商務省令第二十四號改正 大正九年十月二十一日 農商務省令第三十五號改正

大正十一年二月十四日 農商務省令第三號改正

第一條 輸出入植物取締法第一條の規定に依り検査を受くべき植物左の如し

- 一 輸入又は移入する植物にして左の各號の一に該當するもの
  - 一 植物及其の部分にして栽植培養の用に供するもの
    - 一 種子、地下莖及根にして繁殖の用に供するもの
    - 一 枝葉の果實
  - 一 馬鈴薯

二 輸出する植物にして輸入國政府に於て其の輸入に付輸出國の検査證明を必要とするもの

第三條 前條第一號の植物を輸入又は移入する者は其の植物を積載したる船舶の入港後遅滞なく第一號様式に準したる書面を以て植物検査官署に検査の申請を爲すへし但し旅客の携帶に係るものに付ては口頭を以て植物検査官吏、植物検査官吏現場に在らざるときは税關官吏に申請を爲すことを得

第四條 植物検査官署に検査の申請を爲すへし但し急施を要するときは此の限に在らず

第五條 輸出入植物取締法第三條の許可を受けむとする者は第三號様式に準したる申請書を植物検査官署を經由して農商務大臣に差出すへし

第六條 病菌又は害蟲は通常郵便に依り之を輸入又は移入することを得ず

第七條 前項の規定に違反したる郵便物の配達を受けたる者は其の郵便物を添へ運送なく其の旨を植物検査官署に届出つへし

第八條 病菌又は害蟲を輸入又は移入する者は其の病菌又は害蟲を積載したる船舶の入港後遅滞なく第四號様式に準したる書面を以て植物検査の申請を爲すへし

第九條 前項の場合に於て植物検査官吏期間を指定して輸出入植物取締法第三條の規定に依る許可書又は其の寫の提出を命じたるときは申請人は其の期間内に之を差出すへし

第十條 植物検査官吏は第二條又は前條第一項の申請前と雖検査を爲すことを不得

第十一條 及前條第二項の規定は前項の規定に依り検査を爲す場合に之を準用す

第十二條 第二條、第三條若は第七條第一項の申請を爲したる者又は第四條若は前條第二項の通告を受くべき者は植物検査官吏の指揮に従ひ検査を受くべき物又は受けたる物の運搬、荷造、荷解其の他の處置を爲すへし

第十條 第一條第一號の植物を包むする通常郵便物の配達を受けたる者は遅滞なく第五號様式に準したる検査の申請書と共に其の郵便物を植物検査官署に差出すへし但し第十五條の證票又は證印あるものは此の限に在らず

第十一條 輸出入植物取締法に依り検査を受くべき物は植物検査官署たる文字を明瞭に表示したものに非されば小包郵便に依り之を朝鮮、臺灣又は樺太より移入することを得ず

第六條第二項の規定に違反したる小包郵便物の配達を受けたる者に之を準用す

第十二條 小包郵便物の通關手續を爲すべき郵便局又は特に指定したる郵便局は輸出入植物取締法に依り輸入又は移入に付検査を受くべき物を包むする小包郵便物の遞送を受けたるときは其の旨を植物検査官署に通知すへし

前項の郵便物の検査は郵便局員立會の上之を行ふへし

第十三條 第七條第二項の規定は小包郵便に依り病蟲又は害蟲を輸入又は移入する場合に於て其の名宛人に付之を準用す

第十四條 輸出又は移出地の官憲に於て病蟲又は害蟲の附著せざることを證明したる検査を有する植物を輸入又は移入する者は其の旨を植物検査官署に届出つへし第二條の規定は此の場合に之を準用す

前項の検査證を有する植物に付ては輸入又は移入の検査は之を省略することを得

第八條及第九條の規定は植物検査官吏に於て必要ありと認めたる場合に之を準用す

第十五條 植物検査官吏検査の結果取締上支障なしと認むるときは輸入又は移入するものにありては第六號様式の證票又は證印を附し亞米利加合衆國へ輸出するものに在りては第七號様式又は第七號の二様式、大不列顛國へ輸出するものに在りては第七號の三様式又は第七號の四様式の證明書を交付すへし

植物検査官吏前條第二項の規定に依り検査を省略したるときは第八號様式の證票又は證印を附すへし

第十六條 植物検査官吏植物其の他の物を燒棄、埋没若は著しく毀損し又は其の輸入、移入若は輸出を禁止するときは第二條、第三條、第七條第一項若は第十條の申請を爲したる右、第四條若は第八條第二項の通告を受くへき者、第十四條第一項の届出を爲したる者又は郵便物の名宛人に其の旨を通告し且關係ある稅關及郵便局に之を通知すへし

第十七條 植物検査官吏輸出入植物取締法第六條第二項の規定に依る處分を爲したるときは其の旨を稅關に通知すへし但し朝鮮又は臺灣より移入する物に係る場合は此の限に在らず

第十八條 稅關官吏又は警察官吏輸出入植物取締法第八條第一項の規定に依る處分を爲したるときは其の旨を植物検査官署に通知すへし

第十九條 第二條、第六條第二項、第七條第一項、第九條、第十條、第十一條第二項又は第十四條第一項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第二十條 臨檢、尋問、搜索又は差押に關しては間接國稅犯則者處分法施行規則を準用す

#### 附 則

實用昆蟲學要義

本則は輸出入植物取締法施行の日より之を施行す。

鹿児島縣大島郡及沖繩縣に輸入又は移入する植物並樺太より移入する植物に付ては當分の内検査は之を省略し

第十一條の規定は之を適用せず

通鑑切音(多)人鏡注

左記の通輸(移)入致度候に付検査相成度此段申請候也

年  
月  
日

植物檢查所 同支所

校書校道宣更何況出所

積載船船  
船籍、船種、船名

卷之三

荷送人住所氏名

卷之三

類別

七

100

物

卷之三

## 一 植物の類別は（一）用

(五)種子 (六)地下莖及根 (七)柑橘の果實 (八)馬鈴薯 (九)其の他區別に依り記載す

一 價格は原價に輸(移)入諸掛費を加算したるもの記載すること

第二虎篆式

# 農作物病蟲害豫防關係法規要覽

實用昆蟲學要義

植物輸出檢查申請書

左記の通輸出致度候に付検査相成度此段申清矣也

四〇二

年 月 日 職 業 氏

職業

氏

名印

植物検査所(植物検査所何支所)街中

## 船の船籍、船種、船名

104

卷

一  
種類は權。扁柏等植物の種類の名稱を記載し且苗、挿種、種子等の如きものに付ては其の區別が明  
にするこ

一價額は輸出の時に於ける原價を記載すること

一 申詒の際轉て國政府の轉入詒行に付するに要せん。且方參照の爲め

1

第三號樣式

**病菌(害蟲)輸(移)入許可申請書**

左記の通病菌(害蟲)輸(移)入致度候に付御許可相成度此段申請候也

藏  
業

# 農作物病蟲害豫防關係法規要覽

四〇三

年 月 日

農商務大臣

殿

四〇四

名印

病菌(害蟲)の普通名稱及學名 (移)	入の目的	輸送人住所職業氏名	輸送方法(小包郵便以外の貨物)の區別	輸送中培養(飼育)の方法
傳播設防備止	輸(移)	送	中	
小包郵便以外の貨物として輸(移)入する場合に於ては輸(移)入港名				
其の他参考となるべき事項				

## 第四號樣式

病菌(害蟲)輸(移)入検査申請書

左記の通輸(移)入致度候に付検査相成度此段申請候也

年 月 日 住 所 職 業 氏

植物検査所(植物検査所何支所)御中

農商務大臣の輸(移)入許可年月日及番號			
病菌(害蟲)の普通名稱及學名			
柵	數		
農商務大臣の許可を得たる輸(移)入港名			
積載船舶の船籍、船種、船名及入港月日			

## 第五號樣式

郵便による植物輸(移)入検査申請書

左記の通輸(移)入致候に付検査相成度此段申請候也

住 所

年 月 日

職 業

氏 名

同 同

植物検査所(植物検査所何支所)御中

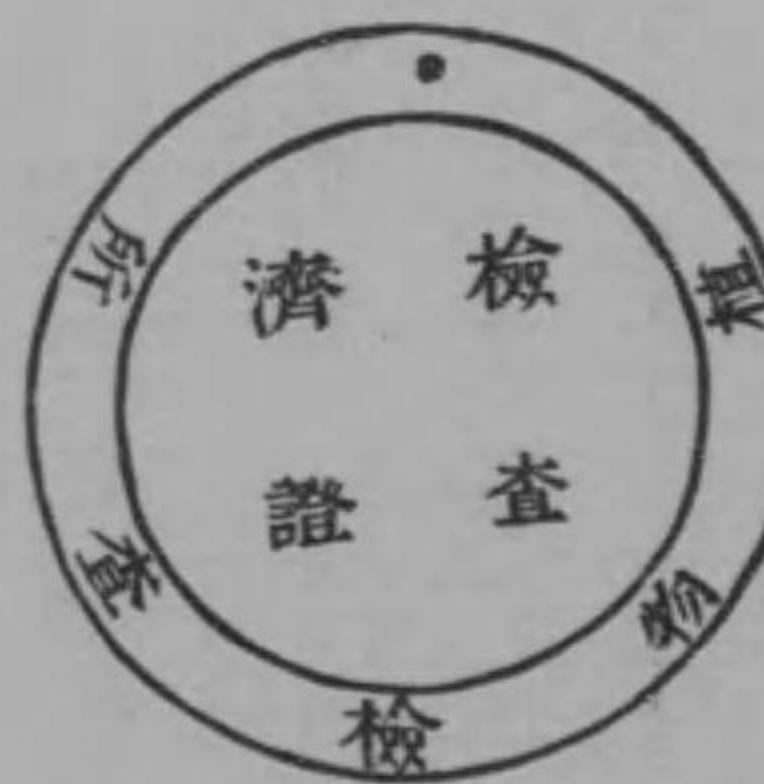
配達を受けたる月日	郵便物の種類
郵便物を開きたるときは其の事由	差出人の住所氏名
郵便物を包装したるときは其の事由	

第六號様式

大正年月日	検査證票
検査済證	
植物検査所	

検査済證
植物検査所

検査證印



第七號樣式

No. ....

## ORIGINAL CERTIFICATE OF EXAMINATION OF NURSERY STOCK,

*To Whom it May Concern:*

This is to certify that the nursery stock included in this shipment as per invoice attached was inspected by ..... , ..... 19..... ; the stock was grown by ..... at ..... , and is believed by the inspector to be free from dangerous insects and plant diseases.

農作物病蟲害豫防關係法規要覽



believed by the inspector to be free from dangerous insects and plant diseases, moreover is to certify that earth used for packing the stock was sterilized in accordance with methods prescribed by the Federal Horticultural Board under the supervision of the inspector.



Plant Inspector,

Imperial Plant Quarantine Station

Japan.

(植物検査官署の所在地を記入す)

Issued date : ..... 191

STOCK.

Number of permit : No. ....

General nature and quantity of the contents :

(Quantity) (General nature)

.....  
.....  
.....  
.....

District or locality where grown : .....

Name and address of the exporter : .....

Name and address of the consignee : .....

第七號の川轍村

No. ....

## ORIGINAL CERTIFICATE OF EXAMINATION OF NURSERY STOCK.

To Whom it May Concern:

This is to certify that the plants included in the package or consignment described below were thoroughly inspected by....., a duly authorised official

農作物病蟲害防治監督檢驗處

E 11

實用昆蟲學要義

圖 111

of Japan, on....., and were found or believed by him to be healthy and free from any of the plant diseases or pests named in the Second Schedule to the Destructive Insects and Pests Order of 1922, England and Wales (Scotland).



Plant Inspector

Imperial Plant Quarantine Station

Japan.

(植物検査官署の所在を記入)

Number and Description of packages in consignment.....

Distinguishing Marks.....

Description of Plants.....

Grown at.....

Name and Address of Exporter.....

Name and Address of Consignee.....  
 Name of Vessel.....  
 Date of Shipment.....  
 Port of Shipment.....  
 Port of Landing in England and Wales (Scotland).....  
 Approx. Date of Landing.....  
 (船積人署名)

No.....

第七號の正體

ORIGINAL CERTIFICATE OF EXAMINATION OF POTATOES.

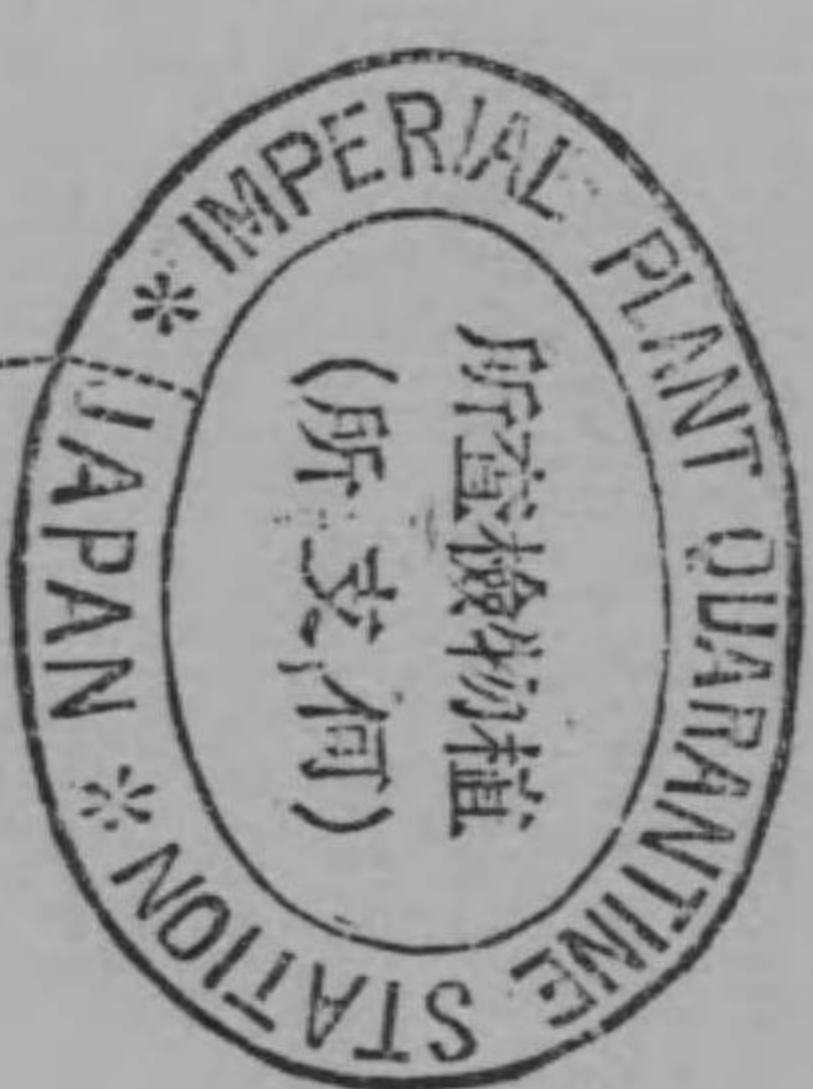
To Whom it May Concern :

This is to certify that the potatoes included in the package or consignment described below were thoroughly inspected by....., a duly authorized official of Japan, on....., and were found or believed by him to be healthy and free from any of potato diseases or pests named in the Second Schedule to the Destructive

實用昆蟲學要義

四一四

Insects and Pests Order of 1922, England and Wales (Scotland); moreover Wart  
Disease of Potatoes is not present in Japan.



Plant Inspector,  
Imperial Plant Quarantine Station  
Japan.

(植物検査官署の所在地を記入す)

Name and Address of Consignee.....

Distinguishing Marks.....

Description of Plants.....

Grown at.....

Name and Address of Exporter.....

Name and Address of Consignee.....  
Name of Vessel.....  
Date of Shipment.....  
Port of Shipment.....  
Port of Landing in England and Wales (Scotland).....  
Approx. Date of Landing.....

第八號様式

検査省略證票

(船積入署名)

大正年月日	檢査官印
検査證略	植物検査所

検査省略	植物検査所
檢査官印	

農作物病蟲害豫防關係法規要覽

四一五

検査省略證票



## 第六 輸出入植物取締法に依り検査を行ふ海港

輸出入植物取締法に依り検査を行ふ海港別表の通定む

(別表)

種海港別	海港名	検査に關する制限
輸入、移入	神奈川縣横濱	
兵庫縣神戸		

大正三年十月六日 大正九年七月十四日  
勅令第二百二十號 勅令第二百十五號改正

の入移及輸入			入及輸出の検査を行ふ海港	
北海道	小樽		鹿兒島縣鹿兒島	制限なし
長崎縣	嚴原	大阪府	長崎縣長崎市	
北海道	函館	山口縣	三重縣四日市	
長崎縣	下關	東京府	福井縣敦賀	
			福岡縣門司	
			鹿兒島縣鹿兒島	輸入及移入の検査は旅客携帶品(病菌及害蟲を除く)の外之を行はず
			東京	輸入及移入の検査は郵便物の外之を行はず
				病菌及害蟲(郵便に依るもの)の検査を行はず
				旅客携帶品(病菌及害蟲を除く)及郵便物の外検査を行はず

檢査行を	愛知縣名古屋
静岡縣清水	愛知縣武豐
福岡縣宇品	廣島縣博多
佐賀縣唐津	福岡縣三池
海港	ふな行

旅客携帶品(病菌及害蟲を除く)の外検査を行はず

### 第七 輸出入植物取締法第七條に依り植物又は容器包装に使用したる物の輸入、移入又は收受禁止

大正九年八月十三日 大正九年十月二十一日 大正十年十二月二十八日  
農商務省令第二十一號 農商務省令第三十六號改正 農商務省令第四十四號改正

左に掲くる植物又は其の容器包装に使用したる物の輸入、移入又は收受は輸出入植物取締法第七條に依り之を禁止す

一 布哇より發送し又は之に陸揚したる生果實、生蔬菜

- 二 臺灣、英領印度、英領海峽殖民地、スマトラ、瓜哇、ボルネオ、セレベス、比律賓群島其の他南緯三十度より北緯三十度に至る間に於て東經六十度より同百七十度に至る間に在る地より發送し又は之に陸揚したる胡瓜、西瓜、甜瓜、南瓜其の他葫蘆科植物及蕃茄の生果實、英附生菜豆、英附生豇豆
- 三 歐羅巴、亞米利加合衆國、英領加奈陀、南亞弗利加聯合國、濠太刺利亞、タスマニア、新西蘭又は伯刺西爾より發送し又は之に陸揚したる苹果、梨、檸檬、桃、李及杏の生果實、胡桃の生果實及核子
- 四 臺灣、英領印度、錫蘭、爪哇又は比律賓群島より發送し又は之に陸揚したる柑橘の果實、櫻果、枇杷、李、桃、蒲桃、蓮西黃、蕃石榴、カブシクム、スペシイス(*Capsicum* sp.)、ソラヌム、ガエルバツシホリウム(*Solanum verbasifolium* Linn.) 但し臺灣より發送し又は之に陸揚したる柑橘の果實にして臺灣總督府の植物検査證明を有するものは此限に在らず

#### 附 則

本令は大正九年十月十五日より之を施行す

大正三年農商務省令第十三號及大正六年農商務省令第二十九號は之を廢止す

大正十年十二月農商務省令第四十四號は大正十一年三月一日より之を施行す但し臺灣より發送し又は之に陸揚したる植物に關する規定は大正十一年一月十日より之を施行す

## 第八 亞米利加合衆國へ輸出する植物にして同國政府に於て其輸入に付き輸出國の検査證明を必要とするもの種類

大正八年六月十八日  
農商務省告示第百七十三號改正

亞米利加合衆國へ輸出する植物にして同國政府に於て其の輸入に付輸出國の検査證明を必要とするもの左の如し但し薬用、食用又は製造用の目的を以て輸入せらるる果實蔬菜、穀物及其他の植物生産物(Fruits, vegetables, cereals and other plant products imported for medicinal, food or manufacturing purposes)並普通作物、特用作物、牧草、蔬菜及花卉の種子(Field, vegetable and flower seeds)を除く

大正三年十月農商務省告示第二百八十七號は之を廢止す

1 百合根(Lily bulbs), 鈴蘭(Lily of the valley) 水仙(Narcissus) ハヤシ(ヒヤシンス) チューリップ(Tulips) 及クロカス(Crocus)

II 果樹の苗、挿木、接穗及接芽にして繁殖の用に供するもの(Stocks, cuttings, scions and buds of fruits for propagation.)

III 薔薇苗(マネッティ、マルティフローラ、ブリアローズ及ローザルガサなど)として繁殖の用に供するもの(Rose stocks for propagation, including Manetti, Multiflora, Briar Rose and Rosa Rugosa.)

IV 穀果(棕櫚科に屬する植物の種子を含む)にして繁殖の用に供するもの(Nuts, including palm seeds for propagation.)

V 果樹、森林樹木、觀賞用樹木及道路樹の種子、落葉性並常綠性觀賞用灌木の種子及強き多年生植物の種子(Seeds of fruit, forest, ornamental and shade trees, seeds of deciduous and evergreen ornamental shrubs and seeds of hardy perennial plants)

## 第九 大不列顛國へ輸出する植物にして同國政府に於て其の輸入に付輸出國の検査證明を必要とするもの種類

### 大不列顛國へ輸出する植物にして同國政府に於て其の輸入に付輸出國の検査證明を必要とするもの種類

大正十一年二月十四日  
農商務省告示第四十號

大不列顛國へ輸出する植物にして同國政府に於て其の輸入に付輸出國の検査證明を必要とするもの左の如し

I 多年生木質幹を有する總ての生植物及繁殖の用に供する其の部分(例へば果樹、森林樹木、觀賞用灌木、接種、挿木、壓條、砧木及母株等)但し種子を除く

II 馬鈴薯

III 塊莖、地下莖、球莖、球根及ホツア株にして栽植の用に供するもの

- 四 葱頭及韭葱の種子にして播種の用に供するもの  
五 須具利の果實

#### 第十 朝鮮移出植物検査規程

大正八年八月二十七日 農商務省告示第二百二十八號

- 第一條 朝鮮に植物を移出せむとするものは本規程に依り検査を受くることを得  
第二條 植査は左の植物に付之を行ふ  
栽植又は接木用の果樹櫻樹並に其の枝、幹及根  
第三條 植査を行ふ期間は毎年四月一日より翌年二月十五日迄とす但し其の他の期間と雖検査を行ふことあるへし  
第四條 植査は左の植物検査官署に於て之を行ふ但し検査すべき植物多量にして病菌害蟲驅除に要する設備完全なる場合に於ては其の所在地に就き検査を行ふことあるへし  
一 植物検査所  
一 神戸、門司、長崎、四日市及敦賀各植物検査所支所  
一 大阪及下關各植物検査所支所出張所

- 第五條 植査を受けむとする者は其の植物發送の日より少くとも十日前に第一號様式に準したる申請書を植物

・検査官署に提出すへし但し其の後の申請と雖も受理することあるへし

前項の申請を爲したる者は植物検査官署の指揮に従ひ其の植物を搬入又は搬出すへし

- 第六條 植査の結果病菌又は害蟲附着せずと認めたるものに付ては第二號様式の検査證を交付す

前項の検査證は毎柵一葉を交付す

第七條 植物検査官署は検査の爲めに生したる損害に付ては其の責に任せす

- 第八條 植物検査官吏の指揮に従はず又は不正の行爲に因り検査を受けたる者に對しては検査を拒絶し又は證明を取消すことあるへし

#### 第一號様式

##### 朝鮮移出植物検査申請書

左記の通移出致度候に付検査相成度此段申請候也

住 所 職 業 氏 名（名稱）印

大 正 年 月 日

實用昆蟲學要義

植物検査所(何支所)御中

四二四

第二號樣式

第  
號  
朝鮮移出植物検査證  
一 荷送人住所氏名(名稱)  
一 荷受人住所氏名(名稱)  
一 櫻 樹  
一 果 樹  
右大正 年 月 日検査の結果病菌及害蟲の附着せざることを證す  
何 何  
本 本  
植物検査所(何 支 所 何 出 張 所)印

# 農作物病蟲害豫防關係法規要覽

四二五

實用昆蟲學要義 終

大正十二年七月十五日印刷

大正十二年七月十八日發行

大正十二年七月十五日印刷

大正十二年七月十八日發行

實用昆蟲學要義

定價參圓貳拾錢

著者 東京市外大崎町字桐ヶ谷七六九番地

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地



印刷者

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

印刷者

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

東京市外西大久保四五九番地

發行所 東京市外西大久保四五九番地  
振替 東京三五三四〇番 古今書院

富士谷御杖遺著	萬葉集燈	定價參圓六拾錢 送料拾八錢
荷田春滿遺著	萬葉集僻案抄	定價貳圓九合錢 送料拾七錢
橘守部遺著	萬葉集檜嬬手	定價貳圓八拾錢 送料拾八錢
荒木田久老遺著	萬葉考櫻落集	定價貳圓八拾錢 送料拾八錢
岸本由豆流遺著	萬葉集拾穗抄	定價參圓六拾錢 送料拾五錢
北村季吟遺著	萬葉集考證	定價參圓四拾錢 送料拾五錢
土田耕平著	松倉米吉歌集	定價參圓四拾錢 送料拾五錢
松倉米吉遺著	赤彥童謠集	定價參圓五拾錢 送料拾五錢
島木赤彥著	縮刷赤彥童謠集	定價壹圓八拾錢 送料拾五錢
島木赤彥著	松倉米吉歌集	定價壹圓八拾錢 送料拾五錢
島木赤彥著	赤彥童謠集	定價壹圓八拾錢 送料拾五錢
島木赤彥著	松倉米吉歌集	定價壹圓八拾錢 送料拾五錢
島木赤彥著	赤彥童謠集	定價壹圓八拾錢 送料拾五錢

島木赤彥著	第一赤彥童謠集	近刊
勝峯晋風著	芭蕉俳句大成	近刊
西尾實外二氏編	補習國文讀本參考書	定價參圓貳拾錢 送料貳拾參錢
信濃教育會編	教育的兒童心理學	定價四拾錢 送料四錢
青木誠四郎著	教育的兒童心理學	定價四拾錢 送料四錢
三浦周行著	現代史觀	定價參圓貳拾錢 送料參錢
辻村太郎著	地形容學	定價參圓貳拾錢 送料拾八錢
丸毛信勝著	實用昆蟲學要義	定價參圓貳拾錢 送料拾八錢
古今書院編	長野縣地圖	定價參圓貳拾錢 送料貳拾七錢
八木貞助著	信濃鑛物誌	定價參圓貳拾錢 送料拾八錢
辻村太郎著	地形容學	定價參圓貳拾錢 送料拾八錢

古今書院行刊

古今書院行刊





終

